

4月1日から

後期高齢者医療制度が 始まります

歳を重ねると複数の病気にかかったり、治るまでに時間がかかったりする傾向が多々みられるようになります。そのため、老人医療費を中心に、国民医療費がこれから先、さらに増えることが見込まれています。

そこで、高齢者の皆さんが、将来にわたり安心して医療を受けられるよう、持続可能な医療制度としてつくられたのが後期高齢者医療制度で、来月から始まります。

加入の手続きは？

現在、老人保健を受給している方は、自動的に後期高齢者医療に加入することになりますので、加入の手

後期高齢者医療制度への 加入対象となる方

- ▶ 75歳以上の方
 - ▶ 65歳以上75歳未満で、一定の障がいがある方
- ただし、生活保護を受けている方を除く

現在加入している医療保険（国民健康保険や被用者保険）を脱退して、新たに加入します。

被用者保険とは

政府管掌健康保険（社会保険）組合管掌健康保険（企業の健康保険など）船員保険、公務員の共済組合などのことで、国民健康保険、国民健康保険組合は含まれません。

続きは必要ありません。

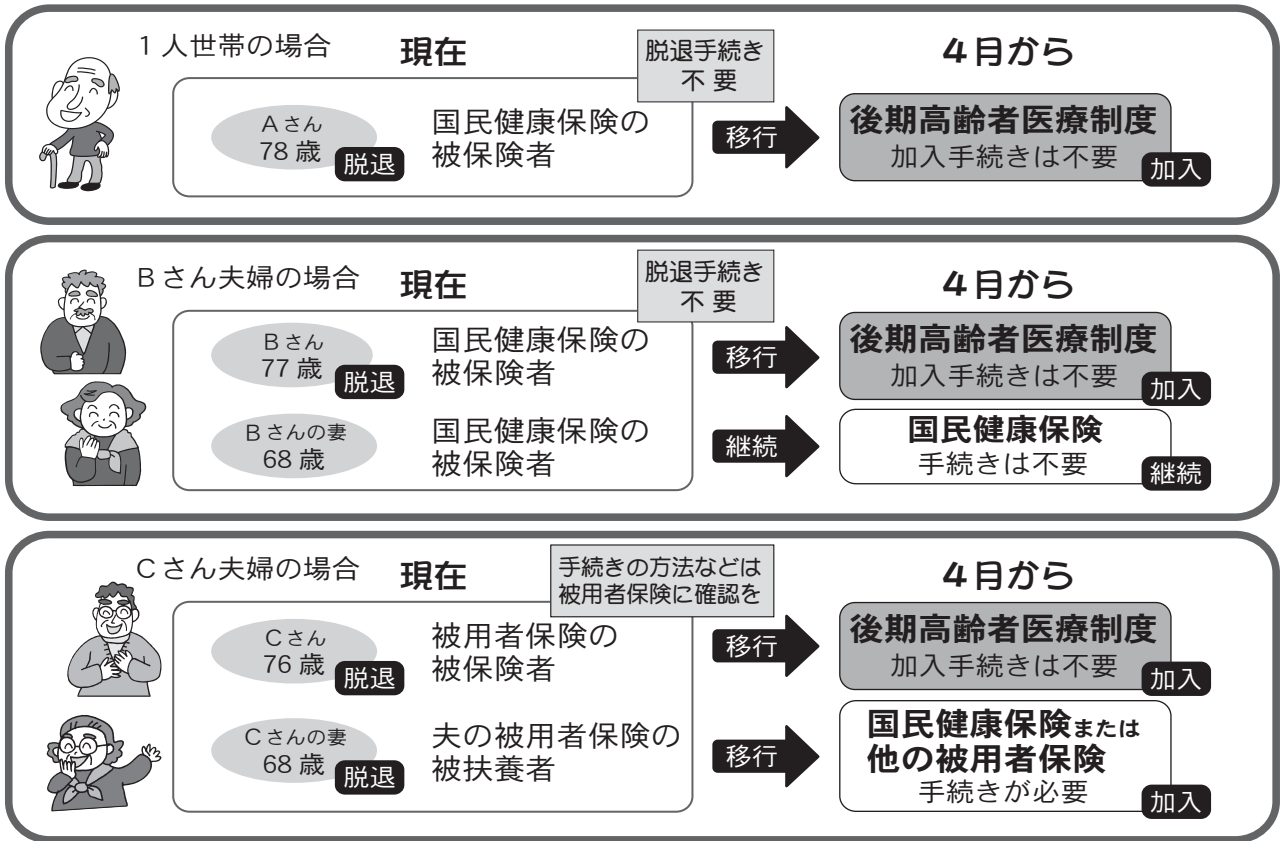
また、4月以降に75歳になり、新たに後期高齢者医療制度の被保険者になる方も加入の手続きは必要ありません。

ただし、65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方が、4月以降にこ

の制度に加入する場合は、手続きが必要ですが、

なお、この制度への加入により、国民健康保険や被用者保険で手続きが必要となる場合、7ページの表を参照）がありますので、現在加入している健康保険にご確認ください。

後期高齢者医療加入に伴う手続きの例



保険料の納め方は？

原則として、4月の年金からの天引き(特別徴収)になります。ただし、1年間に受け取る年金の

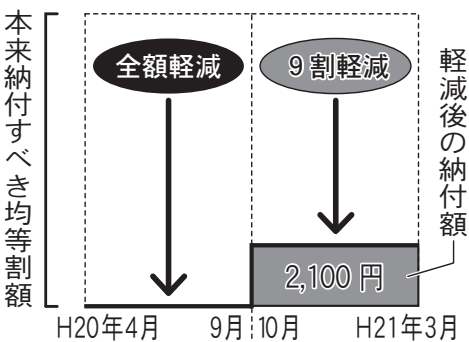
保険料の計算方法

| | | |
|-----------------------|---|--|
| 被保険者全員が等しく負担 均等割額 | 年額 43,143円 | 平成20・21年度 年間の保険料率 均等割額 43,143円 所得割率 9.63% |
| + | | |
| 被保険者の所得に応じて負担 所得割額 | (前年の所得 - 33万円) × 9.63% 所得とは収入から必要経費 各種 控除)を差し引いたもの。 | |
| | | |
| 年間の保険料 | 最高限度額 50万円 | |

保険料の計算方法は？

保険料は北海道後期高齢者医療広域連合が定め、2年ごとに見直しを行います。

被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減 (平成20年度特例措置)



所得の低い世帯の被保険者は、世帯の所得水準に応じて、均等割額が軽減されます。

また、これまで保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者は、2年間は所得割額がかからず、均等割額も半額となります。なお、平成20年度は特例措置があります。

国民健康保険や各国民健康保険組合に加入していた方は、対象となりません。

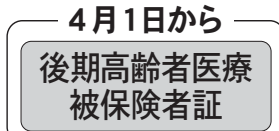
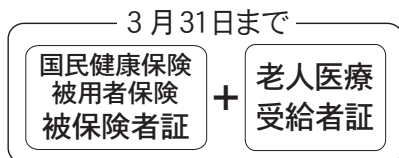
保険料の軽減があります

額が18万円未満の方や、介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える方など、特別徴収できない場合は、納付書や口座振替普通徴収で納めます。

新しい保険証は？

4月1日現在で被保険者になる方へは3月下旬に、4月2日以降に被保険者になる方へは、被保険者の資格を取得する日までに新しい保険証を送付します。

保険証の提示の仕方が変わります



1人に1枚被保険者証が交付されます

窓口での負担は？

現在の老人保健制度と同じく、一般の方は1割、現役並み所得のある方は3割の負担となります。

受けられる医療給付は？

高額療養費をはじめとする各種の給付は、基本的には老人保健制度や国民健康保険と同じです。

問合先 市高齢・介護室医療給付係

私たちが暮らしていく中で、病気やけがはいつ訪れるか、全く予想ができません。そのような時のために、いつでも、どこでも、安心して医療を受けることができるよう、みんなでお金を出し合って社会全体で支えあう制度が国民健康保険（国保）です。

安心・健康みんなの

国保

**入るとき・やめるときは
14日以内に届け出を！**

| 国保に入るとき | 届け出に必要なもの | |
|----------------------|-------------|----|
| 他の市区町村から転入したとき | 転入届 | 印鑑 |
| 職場の健康保険をやめたとき | 健康保険資格喪失証明書 | |
| 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき | | |
| 子どもが生まれたとき | 母子健康手帳 | |
| 生活保護を受けなくなったとき | 保護廃止決定通知書 | |

加入の手続きが遅れると、国保の加入資格を得た月までさかのぼって保険料を納めなければなりません。また、手続きしていない間の医療費は一時的に全額自己負担になります。

| 国保をやめるとき | 届け出に必要なもの | |
|--------------------|---------------|----|
| 他の市区町村へ転出するとき | 保険証、転出届 | 印鑑 |
| 職場の健康保険に入ったとき | 国保と職場の両方の保険証 | |
| 職場の健康保険の被扶養者になったとき | | |
| 死亡したとき | 保険証 | |
| 生活保護を受け始めたとき | 保険証、保護開始決定通知書 | |

脱退の届け出が遅れると、届け出までの間、国保の保険証で受診した医療費の国保負担分を全額返納していただきます。

| その他こんなときにも | 届け出に必要なもの | |
|-----------------------|--------------|--|
| 国保加入者が修学のために住所を変更するとき | 保険証、在学証明書、印鑑 | |

問合先 市健康推進課 国保係